

資料 1

警察庁 提出資料

行政不服審査制度検討会中間取りまとめに対する意見

1 第2の1関係

【意見】

審理担当官の指名については、行政機関の実情に合わせて、行政機関ごとに基準を定めて行う必要がある。

【理由】

第2の1においては、審理担当官は「決裁ラインから相対的に独立」するべきこととされているが、組織関係法令で定められた所掌事務や実際の業務運営は、行政機関により様々であることから、審理手続を迅速かつ円滑に行うためには、審理担当官の指名の基準については、行政機関ごとに定めることとすることが現実的である。

2 第2の2関係

【意見】

審理手続については、書面審理主義を維持する必要がある。

【理由】

第2においては、現行の行政不服審査法の書面審理主義が維持されるか否かが明らかではないが、不服申立てについては、運転免許に関する処分に係る不服申立てのように大量に行われるものがあることから、簡易迅速な手続を実現するため、日程の調整等による事務負担が大きい口頭審理主義ではなく、現行どおり書面審理主義とするべきである。

3 第2の3関係

【意見】

審理担当官が所持する証拠資料について閲覧請求を拒否することができる事由については、情報公開法の不開示事由と同様とする必要がある。

【理由】

閲覧請求は、行政文書の開示に相当することから、情報公開制度との均衡を

確保することが適当である。

4 第3の1関係

【意見】

争点及び証拠整理手続の実施方法については、書面を郵送する方法等、より柔軟な方法で行うことができるようにする必要がある。

【理由】

第3の1(2)においては、争点及び証拠整理手続は、その期日に審査請求人及び処分担当者が出頭して行うことを基本としていると考えられるところ、この場合、審理担当官が争点及び証拠整理手続に付することが適当と考える案件であっても、日程調整や場所の確保によって相当の事務負担がかかると、実際には活用できない手続となってしまうおそれがある。

そのため、審理の迅速化を実現するためには、争点及び証拠整理手続について、書面を郵送する方法や電話連絡により行うことが認められる必要がある。

5 第5関係

【意見】

主観的不服申立期間の延長が必要だとしても、最小限とすることが望ましい。

【理由】

第5の1には、行政事件訴訟法の改正による出訴期間が延長された趣旨を踏まえ、主観的不服申立期間を3箇月ないし6箇月に延長することが望ましいとあるが、不服申立ては訴訟に比べて容易に行うことができると及び処分の効果をできるだけ早期に安定させるという行政上の要請があることから、必ずしも取消訴訟の出訴期間と同程度とする必要はないと考えられる。

6 第7関係

(1) 第三者機関に諮問する案件について

【意見】

第三者機関に諮問する案件が膨大な件数となることが予想されることから、第三者機関への諮問に関する制度設計については、これに配慮する必要がある。

【理由】

行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果によると、平成17年度中の国に対する行政不服審査法に基づく不服申立ての件数は約2万件、都道府県に対するものは約6,500件であるところ、第7の3(1)において、第三者機関に諮問する案件として想定するものに該当するものの件数が実際にどの程度となるかは明らかではない。

しかし、例えば、都道府県公安委員会が行う処分のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく運転免許に関する処分は、年間約93万件行われている。これらの処分のうち、第7の3(1)ア及びイに該当し、諮問の対象となると考えられる運転免許の取消し及び申請拒否処分は、年間約6万件行われている（第7の3(1)アの「聴聞手続相当処分」に、道路交通法第104条第1項及び第107条の5第3項の規定に基づき意見の聴取を行うこととされている運転免許の停止処分が含まれるとすれば、これに約14万件が加わる。）。また、現在警察庁において、飲酒運転に対する処分の厳格化を検討しており、その結果、年間約6万件的運転免許の取消し及び申請拒否処分は、年間20万件程度にまで増加する見込みである。

運転免許に関する処分に対する不服申立ての件数は、平成18年中約1,000件（第7の3(1)において第三者機関に諮問する案件として想定されているもの以外も含む。）であったが、行政不服審査制度の改正により主観的不服申立期間が延長され、不服申立ての件数が増加することが見込まれるため、第三者機関に諮問をしつつ、簡易迅速な手続を実現できるか疑問がある。

(2) 犯罪被害者等給付金の支給の裁定及び暴力団の指定について

【意見】

犯罪被害者等給付金の支給の裁定（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。）第11条第1項）及び暴力団の指定（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第3条及び第4条）に係る審査請求については、第三者機関が関与する制度が確立していることから、改めて第三者機関による関与を要しない。

【理由】

これらの都道府県公安委員会が行う処分に係る審査請求は、それぞれ、犯給法第20条の2及び暴対法第37条の規定により、都道府県公安委員会の上級行政庁ではない国家公安委員会に対して行われる。これは、これらの処分は、

全国的な判断の斉一を図る必要があることから、「第三者機関」的立場からの審査請求の裁決を国家公安委員会に担当させているものである。

また、これらの処分に対する審査請求については、警察法（昭和29年法律第162号）第12条の3及び暴対法第38条の規定により、客観的立場から専門的な調査審議を行わせるため、学識経験を有する専門委員が置かれることとされている。

したがって、これらの処分の審査請求については、既に客観的かつ公正な判断が得られる制度となっている。

7 第8の2関係

【意見】

行政不服審査法第4条第1項第6号及び第9号に掲げる処分は、引き続き、行政不服審査法の適用を除外する必要がある。

【理由】

行政不服審査法第4条第1項第6号（刑事事件に関する法令に基づいて行う処分）については、刑事訴訟法に定める抗告手続が整備されており、同法に基づいて刑事事件は一体的に処理されているため、権利救済も同法にゆだねることが適切である。

法第4条第1項第9号（収容の目的を達成するために収容されている者に対して行われる処分。刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行により、本年6月から留置施設等に収容されている者に対する処分に係る部分が改正される。）については、留置の目的の達成のために行われる処分は、自己の意思に反して留置された特殊な関係における処分であり、それに不服があるとしても、対等な立場で争う不服申立制度になじまないと考えられる。一方で、その性質に応じた特別の手続により被留置者の不服申立ての機会を確保する必要もあることから、本年6月から施行される刑事収容施設法においては、一定の処分や行為について、警察本部長等に対する審査の申請及び都道府県公安委員会に対する再審査の申請、警察本部長及び都道府県公安委員会に対する事実の申告並びに警察本部長、監査官及び留置業務管理者に対する苦情の申出の制度（第229条から第235条まで）を設け、不服の迅速かつ適正な処理が図られることとなる。

8 その他

(1) 新たな行政不服審査制度に対応するための体制の確保

【意見】

新たな行政不服審査制度に適切に対応するためには、国及び地方公共団体に所要の体制を確保する必要がある。

【理由】

新たな行政不服審査制度における審理担当官は、原処分に関する決裁ラインから相対的に独立した者であることが求められることから、原処分の担当課の職員以外から指名する必要がある。これに加え、争点及び証拠整理手続の実施、第三者機関への諮問等、現行制度にはない新たな事務を処理する必要があるなど、審理担当官を補佐する職員の確保が必要となる。

また、主観的不服申立期間が延長されるとともに、処分以外のものに対する不服の申出が認められることとなれば、不服申立ての件数が増加することが見込まれる。

(2) 「関係府省等に対して、考え方等を確認しておきたい事項」関係別紙のとおり

関係府省等に対して、考え方等を確認しておきたい事項

「行政組織の中における当該決裁ラインから相対的に独立した審理担当官」について、

- ①担当部署以外の部署の職員に指名を受諾させることは実際問題として容易か。
- ②予め審理担当官指名のルールを省庁内で策定することは可能か。
- ③争点及び証拠整理手続を実施し、裁決案を作成・提出するなどの職責を担える職員は確保できるか。

効率を考えると、不服申立手続処理の経験を積んだ職員に集中的に処理させるということにならないか。

「第三者機関」について、

特に地方公共団体では、単独で実効的なものを設置できるか。

【警察庁の考え方】

1 審理担当官について

①及び③については、担当部署以外の部署の職員に氏名を受諾させることは、例えば、交通局の案件について、生活安全局の職員を審理担当官とすることは、所掌事務との関係や実際の業務運営上非現実的であり、迅速かつ適正な処理を行うことは困難であると考えられる。したがって、長官官房の特定の職員に不服申立手続の処理に係る事務を集中的に行わせることが合理的である。

②については、審理等の手続等を定める国家公安委員会規則及び警察庁訓令を改正し、指名のルールを定めることは可能である。

2 第三者機関について

都道府県警察の処分に係る不服申立ての大半を占めるのは、運転免許に関する処分に係る不服申立てであるが、都道府県警察によって件数は相当のばらつきがある。

警察関係の処分に係る不服申立ての件数が少ない県は、警察関係以外の処分の件数も少ないと思われるが、そのような県において、単独で有効に機能する第三者機関を設置することができるかは疑問である。

したがって、地方公共団体については、第三者機関の設置を画一的なものとするのではなく、それぞれの実情に応じ、客観的かつ公正な判断を得るための仕組みを決定できるようにするべきであると考えられる。